**民事司法改革**

**１　証拠収集手段の拡充**

**(1)　証拠収集手段を拡充すべきである。**

文書は、民事裁判手続おいて、結論に直結する影響力を有する証拠方法である。弁論主義は、主張や証拠の提出につき訴訟当事者に主導権を認めているが、真実発見の前には一定の譲歩が迫られる。民事裁判が真実に迫ることを可能にしてこそ訴訟代理人たる弁護士の活動も社会的に尊重される価値をもつ。立証責任を負わない事実についての消極的な訴訟追行態度がかえって民事司法裁判と弁護士活動の信頼を減殺していないか意識すべきである。書証の申出がなされる場合、文書の所持者にその提出を求めて申立てすることが認められているが、これを拡充する必要性がある。

**(2)　文書提出命令に関して**

**ア**　自己利用文書を文書提出義務の除外事由とする民事訴訟法第220条4号ニ(専ら文書の所持者の利用に供するための文書)を削除すべきである。

自己利用文書の典型例が金融機関の作成する貸出稟議書であり、最高裁は、これが開示されると、金融機関の「自由な意思形成」が阻害されるおそれがあるという(最決平成11年11月12日民集53巻8号1787頁)。しかし、将来紛争が生じ、それが訴訟に発展した場合において内部文書の開示を命じられるかもしれないという潜在的・抽象的なリスクが、団体の「自由な意思形成」を阻害させ得ることは実証されているものではない。証拠の収集を超えてさらに関連性のあるものまで広範なディスカバリーが認められている米国においても、これが米国企業内部の「自由な意思形成」を阻害するとの議論は特段なされてはいない(ディスカバリーの費用が高額になる場合の批判はあるが、米国弁護士によれば、「いまさら、どのような資料が出るのかわからないまま手続が進行する不意打ちトライアル(surprised trial)には戻る気がしない」という。)。仮に、自由な意思形成の萎縮効果があったとして、それと、証拠へのアクセス可能性や真実発見の必要性との比較の上で、それにもまして団体の「自由な意思形成」を重視しなければならないことにつき、格別積極的論拠は示されてはいない。

また、日弁連は、上記提言とともに、企業の営業秘密については秘密保護命令制度の導入を、個人の秘密については重大な秘密を理由とする除外事由の新設を提言しており、保護されるべき企業や個人の秘密について、十分な配慮をしている。日弁連の上記提言も速やかに実施されるべきものである。

なお、各弁護士は、文書提出命令の申立てにあたり、インカメラ審理の利用及びその申入れを積極的に検討すべきである(たとえば、「稟議書」の自己利用文書該当性の判断にあたり、インカメラ審理の有用性を示すものとして、大阪高決平成21年5月15日がある)。

**イ**刑事関係文書を文書提出義務の除外事由とする民事訴訟法第220条4号ホ(刑事事件に係る訴訟に関する書類若しくは少年の保護事件の記録又はこれらの事件において押収されている文書)を削除し、この文書提出義務の存否については同号ロの定める公務秘密文書該当性(公務員の職務上の秘密に関する文書でその提出により公共の利益を害し、又は公務の遂行に著しい支障を生ずるおそれがあるもの)によって判断すべきである。

刑事関係文書には様々な類型があり、類型ごとに法律や通達等において開示制度が用意されているが、たとえば、事件の被害者以外の第三者が加害者の不起訴記録の開示を求める局面は制度の空白となっている。また、刑事関係文書の提出義務の存否を公務秘密文書該当性によって判断する場合、インカメラ審理の利用ができるという利点もある。

さらに、事件の類型ごとに、用意される開示の制度や、その運用上の問題点を整理し、検討すべきである。

**(3)　当事者照会に関して**

民事司法手続の実務において、当事者照会制度があまり利用されていないという現実を踏まえ、当事者には回答義務があること、拒絶する場合はその理由を書面をもって通知する義務があること、裁判所が回答を促すことができるという制度を導入すべきである。ただし、「促し」を超えて回答命令を出すことや、回答命令に従わない場合の制裁については、更なる検討が必要であり、この点に関する日弁連の提言内容については慎重な態度をとるのが相当である。

**(4)　弁護士会照会に関して**

弁護士会照会の機能強化のため、照会先の回答義務を明記すること、照会先が回答しないとき日弁連がこれを審査し照会先へ回答するよう勧告することができるという制度を導入すべきである。ただし、当該審査の手続の導入にあたっては、その妥当性・正当性につき、改めて十分に議論しなければならない。仮に日弁連が審査を行う場合、迅速性をいかに確保するか、費用負担をどのようにするかといった実務面の問題についても、十分に検討を要する。

**２　通信秘密について**

　　通信秘密保護制度（通信情報保護制度）とは、依頼者（相談者）と弁護士との間の相談・協議内容について、民事手続・刑事手続・行政手続での開示拒絶権を明確に定め、弁護士との相談・協議内容の秘密が守られることを確保し、もって弁護士に依頼・相談する依頼者の権利を法的に保護する制度のことである。

海外においては、依頼者における「弁護士秘匿特権（Legal Professional Privilege）」が、英米法では依頼者の権利として、大陸法では弁護士の職業上の秘密の反射的効果として保護されてきた。一方、我が国においては、現行法上、弁護士には依頼者との間の相談・協議内容の秘密を守る義務があり（弁護士法23条、刑法134条、弁護士職務基本規程23条等）、民事・刑事訴訟法上は弁護士に証言拒絶等の権利があり（民事訴訟法197条1項2号、220条4号ハ、刑事訴訟法105条、149条）、刑事弁護においては刑事訴訟法39条1項により一定程度相談の秘密を保護する制度があるものの、例えば、行政調査では、依頼者は当局など第三者から開示を求められたときに弁護士との通信について必ずしも開示を拒絶することができず、刑事収容施設でも弁護士との通信の内容について検閲される取扱いがされる場合があることにより、依頼者と弁護士との通信の秘密が保障されているとは言い難いのが現状である。独占禁止法に基づく審査手続において、依頼者と弁護士との間の通信の取扱いが問題となった事案もある。弁護士との相談の秘密が確保されないことにより、充分な防御ができない、法令順守のため弁護士に相談することを躊躇するなどの弊害が指摘されている。

　　行政側の対応は、公正取引委員会が設置した独占禁止法研究会が2017（平成29）年4月25日に公表した独占禁止法研究会報告書において、裁量型課徴金制度下での手続保障について、①事前手続については、現行の意見聴取手続を見直す必要はないとし、②弁護士と依頼者の間のコミュニケーションについて依頼者が調査当局に対する開示を拒むこと等ができるいわゆる「秘匿特権」については、新たな課徴金減免制度の利用に係るものに限定して、証拠隠滅等の弊害防止措置を合わせて整備することを前提に、運用において秘匿特権に配慮することが適当であるとするにとどまり、③供述録取手続における防御権については、拡充の必要がないとする。

　　弁護士会の対応としては、日弁連が2016（平成28）年2月に「弁護士と依頼者の通信秘密保護制度に関する最終報告」をとりまとめ、「弁護士に依頼・相談する依頼者の権利」を制度的に保障するように立法化を図るべきであると提言した。制度設計にあたっては、憲法・法律上の既存の用例との区別という観点から「通信」の語を用いるか、依頼者の権利としての位置づけをどう明確にするかなどの名称の問題も含め、証拠開示の要請、海外の法制度との調和に配慮しつつ、秘密保護の範囲や要件を明確化し、その判定の仕組みを構築するなど、検討すべき問題はあるが、立法化の必要性は確かであり、今後、当会においても積極的に取り組んでいくものである。

**３　国際仲裁等について**

　　国際仲裁は、一般的に、国際取引の分野において、紛争解決方法として裁判よりも利点が大きいと理解されている。

　　例えば、日本の裁判所で勝訴判決を得たとしても、外国において当該判決に基づく強制執行ができるとは限らない。逆に、外国の裁判所で勝訴判決を得た場合であっても、日本で強制力を有しない可能性がある（例えば、日本で勝訴判決を得たとしても中国で当該判決に基づく強制執行はできないし、中国で勝訴判決を得たとしても日本で当該判決に基づく強制執行はできないと考えられている。）。しかし、国際仲裁であれば、「外国仲裁判断の承認および執行に関する条約」、いわゆるニューヨーク条約に基づき、約150か国において強制力が認められる（なお、中国も当該条約の加盟国である。）。

また、途上国では、司法システムそのものが未成熟であったり、信頼性が低い場合があり、このような場合には中立性及び公平性の観点からも国際仲裁の方が望ましい場合もある。さらに、国際仲裁には、専門性、迅速性、手続の柔軟性、非公開性等の利点があると考えられている。

　　しかし、日本においては、国際仲裁が活発に利用されているとは言い難いのが現状であった。一般社団法人日本商事仲裁協会における仲裁の申立件数は、2011（平成23）年度から2016（平成28）年度まで年間約20件前後にとどまっている。これに対し、香港国際仲裁センターでは、2015（平成27）年、214件の国際仲裁が取扱われており、シンガポール国際仲裁センターでは、同年、228件の国際仲裁が取り扱われている。

日本企業が当事者となる国際紛争の仲裁が他国で行われている例も指摘されており、このような事態は日本経済にとっても負の影響を及ぼしているものと考えられる（例えば、サッカーでいえば、ホームゲームとなる場合であっても、日本に専用スタジアムがないから他国で試合を行うようなものであるとの指摘があった。）。

　　国際仲裁が有する上記の利点からすれば、日本においても国際仲裁が幅広く利用されるようインフラ整備などの対策を採るべきであるとして、2017（平成29）年9月には、国際的なビジネス紛争の解決を図る国際商事仲裁の専用施設「日本国際紛争解決センター」（仮称）設置に向けた動きが始まり、これを受けて、官民の協力の下、2018（平成30）年2月に一般社団法人日本国際紛争解決センターが設立され、同年5月には、わが国初の国際仲裁・ADR専用施設である「日本国際紛争解決センター（大阪）（JIDRC-Osaka）」が開業し、近い将来には、東京にも国際仲裁・ADR専用施設を開業することが目指されている。ここでは、仲裁を行う審理場、ＩＴ設備、会議室等の設備を有し、関係法令の整備、国際仲裁に習熟した実務家の育成等も目指している。

　　また、司法外交の強化という視点からは、国際調停の場を提供するということも期待される。国際調停は第三者の弁護士などの調停人が対立する企業の間に立ち、解決策の合意に向けた話し合いを進めさせる手続であり、各国での裁判や、民間の仲裁人が裁定する国際仲裁に比べて、短期間・低コストで進めやすいことが特徴とされる。2017（平成29）年12月初めには、同志社大と公益社団法人「日本仲裁人協会」（東京・千代田区）が同大学内に「京都国際調停センター」を設置することで調印し、国際的なビジネス紛争を解決する国際調停の施設が、日本国内で初めて設置され、2018（平成30）年11月20日に「京都国際調停センターオープニングセレモニー～国際紛争解決の新時代 京都国際調停センターの使命～」が開催されて、運用が開始された。世界的に知名度の高い京都に拠点を置くことで、海外企業の利用呼び込みにもつなげることができると期待されている。また、海外の著名調停人も含めた調停人名簿も整えるなど、国内外の企業に利便性の高い仕組みをめざしている。国際調停は，国際仲裁と並んで国際取引における紛争解決手段のグローバル・スタンダードであり、両者とも重要な司法インフラとして整備を図ることで、日本経済に大きなメリットをもたらすことが期待されており、日本企業が国際調停を利用する場合もシンガポールなどに赴くことが多かったことを考えれば、注目される制度である。

**４　裁判手続のＩＴ化**

内閣官房日本経済再生総合事務局に裁判手続のＩＴ化検討会が設置され、2018（平成30）年3月に「裁判手続等のＩＴ化に向けた取りまとめ～『3つのｅ』の実現に向けて」が提出された。日弁連ではそれを踏まえて、報告の要旨と61の論点を取り纏めて関連委員会と各弁護士会宛に意見照会が行われた。東弁に対する意見照会にあたり、当会としても意見を提出している。

検討会における裁判手続のＩＴ化における3つのｅとは、民事手続における①ｅ提出（e-filing）、②事件管理（e-Case Management）、③ｅ法廷（e-Court）であるが、取りまとめは、これらの観点から、訴え提起から判決言い渡しまでの民事訴訟手続全体を、原告・被告・裁判所それぞれの立場から時系列で見て、実現すべきものとして期待する内容や望ましいと考える方向性等を明らかにする趣旨で出されている。

取りまとめにおいて、①ｅ提出は、裁判所への訴状の提出、訴え提起時の手数料等の納付、訴状や判決書きの送達、答弁書その他準備書面等のやり取り、のそれぞれの場面においてＩＴツールの利用により、24時間365日利用可能な、電子情報によるオンライン提出へ移行し、訴訟記録に紙媒体を併存させないことが望ましいとされる。

また、②ｅ事件管理では、訴状受付・審査・補正、第一回口頭弁論期日の調整・指定、争点整理と計画審理、人証調べ・判決の言い渡しについて、訴訟当事者及び訴訟代理人が必要な訴訟記録にオンラインでアクセスし、又は、期日の進捗状況も確認できる仕組みが構築されることが望ましく、これによって、裁判手続の透明性も高まり、当事者本人や代理人が紙媒体の訴訟記録を自ら持参・管理する負担から解放される効果が期待できるとする。

さらに、③ｅ法廷では、第１回口頭弁論期日、争点整理手続、人証調べ期日等、判決言渡し、の各場面において、当事者等の裁判所への出頭の時間的・経済的負担を軽減するためや、期日にメリハリを付けて審理の充実度を高めるため、当事者の一方又は双方によるテレビ会議やウェブ会議の利用を大幅に拡大するのが望ましいとする。

しかし、現在実用可能な技術面から見れば、ＩＴテクノロジーの活用といっても、情報管理の安全性、安定性や秘密保持の必要性から考えて直ちに利用可能な技術もあれば、相当程度の費用及び時間を要するものもある。これらをひとくくりにＩＴ化として並行的に推進することは極めて困難である。また、訴訟手続を利用する当事者、又は、代理人のＩＴテクノロジーに対する理解度、利用能力等には相当な差があり、利用者の平等性を確保するためにはＩＴテクノロジーの利用だけではなく、その教育やサポートをどうするかという視点が不可欠である。さらに、現行の法制度を前提に構築されてきたこれまでの民事訴訟手続が、全く想定していなかった状況への変化を求められる場面も想定され、その場合、裁判の公開、直接主義、弁論主義や、処分権主義、口頭主義といった民事訴訟の原則と緊張関係を生ずる可能性もある。また、ＩＴ化のための法や規則の改正及びその周知には相当な準備と時間をかけることが必須であると考えられる。この様な視点から見た場合、全ての手続をＩＴ化という語で括るのではなく、裁判手続の利便性の段階的な向上という観点から、現状において技術的に確実であって、信頼性が確保できる、実現可能な部分から準じ進めていくという姿勢が重要である。また、ＩＴテクノロジーにおける情報の取り扱いにおいて、情報管理に障碍が発生して情報が漏洩してインターネットを通じて拡散した場合、それは取り返しがつかないものであるということを念頭に、裁判所におけるオンラインシステムの構築等において、情報セキュリティ対策の万全性をはかり、その実現が確実となるまでの利用は控えるべきである。

最高裁では、2017（平成29）年から裁判手続のＩＴ化可能性を検証するため、各地の裁判所で模擬裁判を実施しているが、当会もこれらの結果を注視し、批判的観点から利便性、安全性を検証していく姿勢を持って対応していく。

**５　成年年齢の引下げについて**

成年年齢を現行の20歳から18歳に引き下げる改正民法が2018（平成30）年6月13日成立し、2022年4月1日に施行されることとなった。日弁連では、本法改正に対し、反対の意見を表明してきたところであり、成立当日にも、「成年年齢を引き下げる民法の一部を改正する法律」の成立に対する会長声明を発出し、今回の法改正が慎重を欠いた拙速なものであることを主張したが、当会も従前より日弁連の見解を支持する態度を示してきている。すなわち、本法改正は、日本国憲法の改正手続に関する法律（国民投票法）制定や公職選挙法改正による選挙年齢引下げを踏まえたものであると考えられるが、そもそも成年年齢を選挙年齢と一致させる必然性はないし、政府が主張する、成年年齢の引下げによって、若年者の社会参加の時期を早め、社会の様々な分野において積極的な役割を果たしてもらうことが少子高齢化が急速に進む我が国の社会に大きな活力をもたらすという点も、現時点での実証性に乏しく、その様な立法事実の存在は疑わしいと言わざるを得ない。内閣府が2013（平成25）年10⽉調査に実施した民法の成年年齢に関する世論調査においても、「18歳、19歳の者が、親などの同意がなくても一人で高額な商品を購入するなどの契約をできるようにすること」に賛成か反対かという質問に対し、「賛成」とする者の割合が18.6％（「賛成である」7.4％、「どちらかといえば賛成である」11.2％）、「反対」とする者の割合が79.4％（「どちらかといえば反対である」32.2％、「反対である」47.2％）となっており、国民の多くが成年年齢の引下げを望んでいるという状況にはないというべきである。

一方、成年年齢の引下げによって、18歳・19歳の若年者が未成年者取消権（民法5条2項）を喪失することによる消費者被害拡大のおそれ、親権の対象となる年齢引下げによる自立困難な若年者の困窮の増大、高校教育での生徒指導の困難化、養育費支払終期の繰上げのおそれなど多くの弊害が生じることが指摘されている。国民生活センターの調査によれば、マルチ取引に関する相談件数を比較すると、「20歳〜22歳」は「18歳〜19歳」の約12.3倍であり、20歳で成年になった途端、若者がマルチ取引の勧誘を受けていることが分かるし、ローン・サラ金に関する相談件数を比較すると、「20歳〜22歳」は「18歳〜19歳」の約11.3倍であり、成年になって貸金業者から借入をすることができることになると、借りすぎなどのトラブルが増加することが分かる。2009（平成21）年10月の法制審議会の意見では、成年年齢の18歳への引下げを適当としながらも、その条件として、①若年者の自立を促すような施策・消費者被害の拡大のおそれを解決する施策が実現されること、②施策の効果が十分に発揮されること、③施策の効果が国民の意識として現れることを掲げているが、現状、その条件整備が達成されているとは言いがたい。今回の改正が成立した国会審議においても、参考人のほとんどが条件は満たされていないと明言している。

上記のとおり、若年者の消費者被害拡大のおそれについては、未成年者取消権の喪失に対応する施策が必要であるが、本改正とともに成立した消費者契約法改正法では、極めて限定された消費者被害にしか対応できておらず、成年年齢引下げに伴う若年者保護の施策という観点全く不十分であると言わざるを得ない。当会としても、今後、本改正による成年年齢引下げに伴う弊害が現実化することのないような実効性のある施策を速やかな実現を国に求めるとともに、成年年齢の引下げの法的意味及びその影響などについて広く周知を図るなどの環境整備の実現に向けて活動していく。

以上